

令和 3 年 度

勝山市 財政健全化審査意見書

ならびに

勝山市 経営健全化審査意見書

勝 山 市 監 査 委 員

勝 監 発 第 6 1 号

令和 4 年 8 月 1 0 日

勝山市長 水上 実喜夫 様

勝山市監査委員 藤 村 敏 夫

勝山市監査委員 帰 山 寿 憲

令和 3 年度勝山市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 3 年度健全化判断比率とその算定基礎事項を示す書類について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

勝 監 発 第 6 2 号

令和4年8月10日

勝山市長 水上 実喜夫 様

勝山市監査委員 藤 村 敏 夫

勝山市監査委員 帰 山 寿 憲

令和3年度勝山市公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、令和3年度公営企業会計決算における資金不足比率とその算定基礎事項を示す書類について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

目 次

1	令和3年度勝山市財政健全化審査意見書・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	〃 審査資料・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	令和3年度勝山市水道事業会計経営健全化審査意見書・・・・・・・・	9
	〃 審査資料・・・・・・・・・・・・・・・・	10
3	令和3年度勝山市下水道事業特別会計経営健全化審査意見書・・・・	11
	〃 審査資料・・・・・・・・・・・・・・・・	12
4	令和3年度勝山市農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書・・・・	13
	〃 審査資料・・・・・・・・・・・・・・・・	14

令和３年度 勝山市 財政健全化審査意見書

１ 審査の対象

令和３年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

２ 審査の期間

令和４年７月７日から令和４年８月１０日まで

３ 審査の方法

審査に付された令和３年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

４ 審査の結果

（１）総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。
(%)

健全化判断比率	令和３年度	早期健全化基準	令和２年度	令和元年度
① 実質赤字比率	－ (△5.91)	13.93	－ (△4.21)	－ (△3.64)
② 連結実質赤字比率	－ (△17.67)	18.93	－ (△16.84)	－ (△16.38)
③ 実質公債費比率	8.4	25.0	8.5	8.5
④ 将来負担比率	58.0	350.0	79.8	80.2

(注) １ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が黒字の場合、「－」で記載している。

２ 参考として、() 内に黒字の比率を負の値で表示している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和3年度の実質収支は、436,302千円で、実質赤字比率は、△5.91%となっている。前年度△4.21%と比べ1.7ポイント改善し、黒字の割合が増加している。

早期健全化基準 13.93%と比較して、これを下回り、良好な状態である。

② 連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質収支は、1,302,586千円で、連結実質赤字比率は△17.67%となっている。前年度△16.84%と比べ0.83ポイント黒字の割合が増加している。

早期健全化基準 18.93%と比較してこれを下回り、良好な状態である。

③ 実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率の3カ年平均は8.4%となり、昨年度より0.1ポイント改善した。令和3年度の単年度実質公債費比率は、7.78671%と前年度8.63776%と比べ0.85105ポイント改善している。

早期健全化基準 25.0%と比較してこれを下回り、良好な状態である。

④ 将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は58.0%となっている。前年度79.8%と比べ21.8ポイント改善している。

早期健全化基準 350.0%と比較してこれを下回り、良好な状態である。

(3) 是正改善を要する事項

特に改善すべき事項はない。

(4) 意見・要望

昨年に引き続き、健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っており良好な状態を維持している。その比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費率、将来負担比率のいずれも前年度に比べ改善している。従来から健全な財政運営に努力していると評価するものである。

令和3年度決算は、新型コロナウイルス感染症の関連で歳入・歳出ともに過去最大規模となった令和2年度と比べ減額となり、市税全体では平成以降過去最低の26億円台となった。今後も人口減少に歯止めがかからず税収の伸びも期待できない中、将来的には不安を残す状況が続いていると考えられる。引き続き経常経費の抑制に努めつつ、自主財源の確保に努める必要があると思われる。

今後事業を実施していく中で、一般財源の大幅な増収が見込めない状況であることから、コロナ禍の今こそ事業見直しのチャンスととらえ引き続き事業の効率化と厳選を図り、計画性のある市債発行管理や更なる行財政改革の推進等により一層の財政健全化に努められたい。

審査資料

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計（育英資金特別会計、市有林造成事業特別会計）の実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

（単位：千円、％）

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
①一般会計等実質赤字額	△ 436, 302	△ 298, 992	△ 251, 789
②標準財政規模	7, 370, 752	7, 100, 201	6, 902, 891
標準税収入額等	3, 168, 556	3, 361, 241	3, 183, 026
普通交付税	3, 830, 869	3, 445, 722	3, 407, 897
臨時財政対策債発行可能額	371, 327	293, 238	311, 968
③実質赤字比率	— (△5. 91)	— (△4. 21)	— (△3. 64)
早期健全化基準	13. 93	14. 01	14. 08
財政再生基準	20. 0	20. 0	20. 0

実質赤字比率及び勝山市の早期健全化比率は以下により算定される。

※実質赤字比率算定式

$$\boxed{\text{③ 実質赤字比率}} = \frac{\boxed{\text{① 一般会計等実質赤字額 } \triangle 436, 302 \text{ 千円}}}{\boxed{\text{② 標準財政規模 } 7, 370, 752 \text{ 千円}}} \times 100 = \triangle 5. 91$$

※勝山市実質赤字比率早期健全化基準算式

◎標準財政規模 50 億円以上 200 億円未満の団体

$$[\{(\text{標準財政規模} + 100 \text{ 億円}) \div (30 \times \text{標準財政規模}) \} \times 100 + 20] \div 2$$

$$[\{(7, 370, 752 \text{ 千円} + 100 \text{ 億円}) \div (30 \times 7, 370, 752 \text{ 千円}) \} \times 100 + 20] \div 2 = 13. 93$$

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等（普通会計）、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る特別会計以外の会計及び公営企業会計を合算した実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

（単位：千円、％）

会 計 名			実質収支額及び資金不足・剰余額		
			令和３年度	令和２年度	令和元年度
①	一般会計等（育英資金・市有林含む）		436,302	298,992	251,789
②	特別会計のうち公営企業 以外の特別会計	国民健康保険特別会計	8,350	24,369	6,583
		介護保険特別会計	27,296	36,701	30,661
		後期高齢者医療特別会計	655	341	125
③	公営企業	水道事業会計	829,983	835,775	842,036
④	公営企業法非適用	下水道事業特別会計	0	0	0
		農業集落排水事業特別会計	0	0	0
連結実質収支額等					
(①+②+③+④) ⑤			1,302,586	1,196,178	1,131,194
標準財政規模 ⑥			7,370,752	7,100,201	6,902,891
連結実質赤字比率 ⑤／⑥×100			—	—	—
			(△17.67)	(△16.84)	(△16.38)
早期健全化基準			18.93	19.01	19.08
財政再生基準			30.00	30.00	30.00

※連結実質赤字比率算式

$$\boxed{\text{連結赤字実質比率}} = \frac{\boxed{\text{連結実質赤字額⑤ } \triangle 1,302,586 \text{ 千円}}}{\boxed{\text{標準財政規模⑥ } 7,370,752 \text{ 千円}}} \times 100 = \triangle 17.67$$

※勝山市早期健全化基準は、実質赤字比率の基準額に5%加算した数値となる。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、直近３年間の平均値で算出される。

(単位：千円、%)

区 分	令和３年度	令和２年度	令和元年度
① 地方債の元利償還金(公債費充当一般財源等)	1,184,368	1,123,809	1,117,217
② 準元利償還金	400,332	504,781	540,772
満期一括償還地方債の１年当たり元金償還金	0	0	0
公営企業に係る地方債償還金	400,332	392,156	367,281
一部事務組合に係る地方債償還金	0	112,625	173,491
③ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(控除)	962,335	977,709	1,008,829
④ 特定財源(控除)	123,360	122,035	124,305
⑤ 標準財政規模	7,370,752	7,100,201	6,902,891
⑥ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(控除)	962,335	977,709	1,008,829
実質公債費比率(単年度)	7.78671	8.63776	8.90481
実質公債費比率(３カ年平均)	8.4	8.5	8.5
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0
財政再生基準	35.0	35.0	35.0

※連結実質公債費比率(R3単年度)算式

$$\begin{array}{ccccccc}
 \boxed{\begin{array}{l} \text{地方債の元利償還金①} \\ 1,184,368 \text{ 千円} \end{array}} & + & \boxed{\begin{array}{l} \text{準元利償還金②} \\ 400,332 \text{ 千円} \end{array}} & - & \boxed{\begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準} \\ \text{財政需要額算入額③ } 962,335 \text{ 千円} \end{array}} & - & \boxed{\begin{array}{l} \text{特定財源④} \\ 123,360 \text{ 千円} \end{array}} \\
 \hline
 & & \boxed{\begin{array}{l} \text{標準財政規模⑤} \\ 7,370,752 \text{ 千円} \end{array}} & - & \boxed{\begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政} \\ \text{需要額算入額⑥ } 962,335 \text{ 千円} \end{array}} & & \times 100 = 7.78671
 \end{array}$$

※連結実質公債費比率(３カ年平均)算式

$$\frac{7.78671 \text{ (R3)} + 8.63776 \text{ (R2)} + 8.90481 \text{ (R1)}}{3} = 8.4$$

3

④ 将来負担比率

将来担比率は、一般会計等が将来負担する実質的な債務の標準財政規模に対する比率である。一般会計（普通会計）、公営企業会計、一部事務組合及び広域連合、土地開発公社等を対象とするものである。

（単位：千円、％）

区 分	令和３年度	令和２年度	令和元年度
① 将来負担額	19,718,119	19,968,081	19,804,662
地方債残高	12,552,658	12,588,359	12,493,453
公営企業債等繰入見込額	4,647,143	4,788,811	4,571,093
組合等負担等見込額	0	0	111,118
退職手当負担見込額	2,518,318	2,590,911	2,628,998
設立法人の負担額等見込額	0	0	0
土地開発公社	0	0	0
第３セクター等	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額	0	0	0
② 充当可能財源等	15,994,905	15,081,427	15,077,444
充当可能基金	3,666,501	2,483,438	2,249,132
充当可能特定歳入	1,359,492	1,471,996	1,533,835
基準財政需要額算入見込額	10,968,912	11,125,993	11,294,477
③ 標準財政規模	7,370,752	7,100,201	6,902,891
④ 算入公債費等の額	962,335	977,709	1,008,829
将来負担比率	58.0	79.8	80.2
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0

※将来負担比率算式	①将来負担額 19,718,119 千円	—	②充当可能財源等 15,994,905 千円	×100 = 58.0%
	③標準財政規模 7,370,752 千円	—	④算入公債費等の額（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額） 962,335 千円	

健全化判断比率等対象会計等

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計等

区分・会計等	一般会計等			公 営 事 業 会 計						一部事務組合・ 広域連合	地方公社・ 第三セクター等
	一般会計	一般会計等に属する特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち、 公営企業会計に係る特別会計以外の会計	公営企業会計							
				公営企業に係る会計							
				法適用		法非適用					
	育英資金 特別会計	市有林造成事業 特別会計	国民健康保険 特別会計	介護保険 特別会計	後期高齢者医療 特別会計	水道事業会計	下水道事業 特別会計	農業集落排水事業 特別会計	大野・勝山地区 広域行政事務組合		
健全化判断比率等の対象	実 質 赤 字 比 率										
	連 結 実 質 赤 字 比 率										
	実 質 公 債 費 比 率										
	将 来 負 担 比 率										
							資 金 不 足 比 率				

令和3年度 勝山市水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

- (1) 審査の対象 令和3年度勝山市水道事業会計
- (2) 審査の期間 令和4年7月7日から令和4年8月10日まで
- (3) 審査の手続

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和3年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

※資金不足が生じない場合「—」で表示される。

(2) 個別意見

令和3年度決算において資金剰余額が829,984千円となり、資金不足は生じていない。また、資金不足比率は、△259.1%となり、経営健全化基準の20%を大きく下回り良好な状態であると認められる。

水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率（流動資産／流動負債＝890,926千円／242,099千円）は368.0%となっている。流動比率は200%以上であることが望ましいとされており、良好な状態である。

今後とも水道事業運営に際しては効率的な運営を図り、経営健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

審査資料

◎水道事業会計資金不足比率算定概要（法適用企業）

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。資金不足は生じていないが、決められた資金不足算定方法で数値を求めると、当年度は流動資産から流動負債を差し引いた剰余額が前年度より減少しているが事業規模も減少しているため、比率は前年度比 0.4 ポイント改善した。

（単位：千円、％）

項 目	決 算 額		
	令 和 3 年 度	令 和 2 年 度	令 和 元 年 度
資金の不足額(①－②)－(③－④) (A)	△829,984	△835,775	△841,960
流 動 負 債 ①	242,099	223,101	208,033
控 除 企 業 債 等 ②	181,157	175,468	173,091
流 動 資 産 ③	890,926	883,408	876,902
控 除 額 等 ④	0	0	0
事 業 規 模 (⑤－⑥) (B)	320,357	323,095	334,872
営 業 収 益 の 額 ⑤	320,357	323,095	334,872
受 託 工 事 収 益 の 額 ⑥	0	0	0
(A/B×100)	△259.1	△258.7	△251.4
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

※資金不足算定式（法適用）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A) } 0 (\triangle 829,984)}{\text{事業規模 (B) } 320,357} \times 100 = \underline{0 (\triangle 259.1)}$$

(A) 資金の不足額

$$(\text{①流動負債 } 242,099 - \text{②控除企業債等 } 181,157) - (\text{③流動資産 } 890,926 - \text{④控除額等 } 0) = \underline{\triangle 829,984}$$

(B) 事業規模

$$(\text{⑤営業収益の額 } 320,357) - \text{⑥受託工事収益の額 } 0 = 320,357$$

令和3年度 勝山市下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

- (1) 審査の対象 令和3年度勝山市下水道事業特別会計
- (2) 審査の期間 令和4年7月7日から令和4年8月10日まで
- (3) 審査の手続

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和3年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)	

※資金不足が生じない場合「—」で表示される。

(2) 個別意見

資金不足は生じていない。経営健全化基準から見ても良好な状態である。しかし、一般会計からの繰入により収支の均衡が図られているため、今後とも事業運営には留意し、経営健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

審査資料

◎ 下水道事業特別会計資金不足算定概要（法非適用企業）

（単位：千円、％）

項 目	決 算 額		
	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
資金の不足額 (①+②) - (③-④+⑤) (A)	0	0	0
歳出額 ①	867, 142	1, 074, 187	877, 218
算入地方債現在高 ②	0	0	0
歳入額 ③	867, 235	1, 074, 190	878, 200
翌年度に繰越すべき財源繰越明許費等 ④	233, 850	27, 206	186, 944
未収入特定財源 ⑤	233, 757	27, 203	185, 962
事業規模 (⑥ - ⑦) (B)	362, 662	356, 535	360, 292
営業収益相当額 ⑥	362, 662	356, 535	360, 292
受託工事収益相当額⑦	0	0	0
(A/B×100)	—	—	—
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20. 0	20. 0	20. 0

※資金不足算定式（法非適用）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 } 0}{\text{事業規模 } 362, 662} \times 100 = \underline{0 (-)}$$

(A) 資金の不足額

$$(\text{歳出額①} 867, 142 + \text{算入地方債現在高② } 0) - (\text{歳入額③} 867, 235 - \text{繰越明許費④} 233, 850 + \text{未収入特定財源⑤} 233, 757) = \underline{0}$$

(B) 事業規模

$$(\text{営業収益相当⑥ } 362, 662) - \text{受託工事収益相当額⑦ } 0 = \underline{362, 662}$$

令和3年度 勝山市農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

- (1) 審査の対象 令和3年度勝山市農業集落排水事業特別会計
- (2) 審査の期間 令和4年7月7日から令和4年8月10日まで
- (3) 審査の手続

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和3年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

(注)資金不足が生じない場合「—」で表示される。

(2) 個別意見

資金不足は生じていない。経営健全化基準から見ても良好な状態である。しかし、一般会計からの繰入により収支の均衡が図られているため、今後とも事業運営には留意し、経営健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

審査資料

◎ 農業集落排水事業特別会計資金不足算定概要（法非適用企業）

（単位：千円、％）

項 目	決 算 額		
	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
資金の不足額（①+②）－（③-④+⑤） (A)	0	0	0
歳出額 ①	176,758	182,078	169,528
算入地方債現在高 ②	0	0	0
歳入額 ③	176,758	182,078	169,581
翌年度に繰越すべき財源繰越明許費等 ④	0	0	4,453
未収入特定財源 ⑤	0	0	4,400
事業規模（⑥－⑦） (B)	37,772	36,272	37,121
営業収益相当額 ⑥	37,772	36,272	37,121
受託工事収益相当額⑦	0	0	0
(A/B×100)	—	—	—
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

※資金不足算定式（法非適用）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 } 0}{\text{事業規模 } 37,772} \times 100 = \underline{0 (-)}$$

(A) 資金の不足額

$$(\text{歳出額① } 176,758 - \text{算入地方債現在高② } 0) - (\text{歳入額③ } 176,758 - \text{繰越明許額等④ } 0 + \text{未収入特定財源⑤ } 0) = \underline{0}$$

(B) 事業規模

$$(\text{営業収益相当額⑥ } 37,772) - \text{受託工事収益相当額⑦ } 0 = \underline{37,772}$$